

# 民営センターからみたベトナム における包摂 －障害児教育の特徴に着目して－

2022年3月5日（土）

静岡県立大学グローバル地域センター主催 第2回公開セミナー  
白銀研五

# 目次

1. ベトナムについて
2. 障害がある子どもの教育
3. 民営センターの展開

## <目的>

ベトナムの教育における包摂を、その障害児教育の特徴という視点から見ていくことで、公教育のあり方を考える。

# 1. ベトナムについて

表1. ベトナムの基本情報

国土	約33.1万km <sup>2</sup>
人口(2021)	約9,851万人
少数民族(2019) ※1	約1,412万人
一人当たりGDP(2020)	2,779ドル
GDP成長率(2019) ※2	7.0%



出典：外務省ホームページ

※1 ベトナムには主要民族のキン族の他に53の民族がいる。

※2 2020年のGDP成長率は2.7%

# ベトナムの文化



写真1. ハノイ市にある孔子廟





写真 2. 科挙合格者の名が刻まれた石碑

# ベトナムの高い就学率

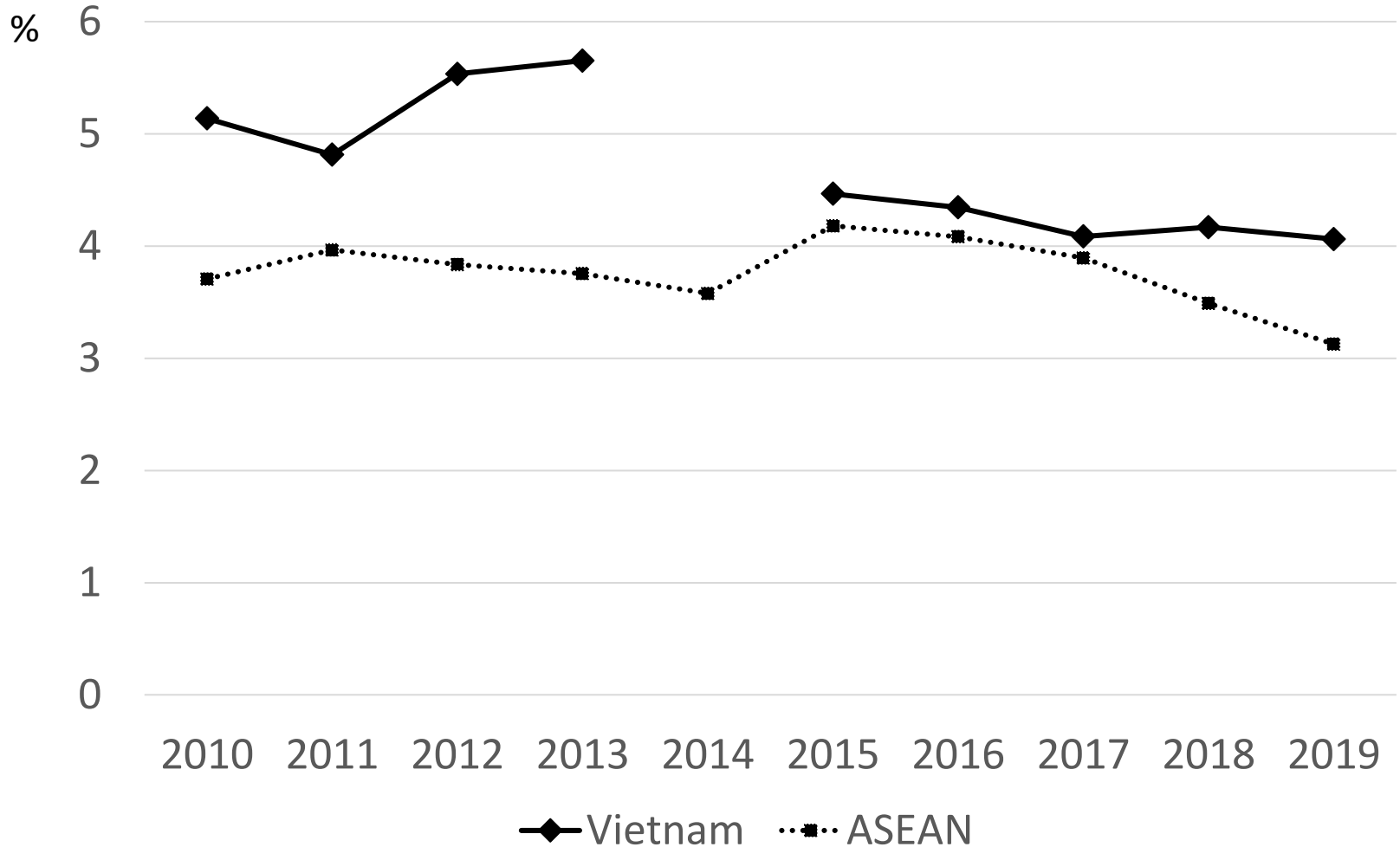
表2. 初等教育（5年制）の就学状況

年	1978	1985	1998	2008	2018
就学者数	7,784,587	8,005,981	10,435,508	6,871,795	8,041,842
純就学率*1	約90.5%	約91.4%	約99.9%	約98.6%	約98.6%
粗就学率*2	約112.2%	約104.4%	約114.8%	約101.7%	約110.6%

\*1 純就学率 = 6歳児の就学児の数 ÷ 6歳児の人口

\*2 粗就学率 = 全就学児の数 ÷ 6歳児の人口

# 教育への投資

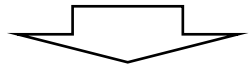


グラフ 1. GDPに対する教育費の割合

# ベトナムの「社会化」政策

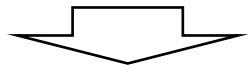
1996年第8回ベトナム全国人民代表者大会 書記長ド・ムオイ

人々及び地域社会に対する配慮の理解から取りかかることは、全社会及びあらゆる組織、各家庭の責任であり、また党と国家及び全人民の事業である。我々は各社会問題を**社会化**の精神にしたがって解決するとともに、そのなかで国家は枢要な役割を担うことを主張する。



## 「社会化」政策

従来国家が負担してきた公共サービス、特に教育、医療、文化、スポーツについて、個人や民間の組織がこれを負担するとともに、活動形態を多様化させ、その発展を図ろうとする政策。※強制力はない



## 「社会化」政策の具体的形態

- ①財源の多様化・・・例) 学校教育に対する住民からの寄付を奨励
- ②設置形態の多様化・・・例) 私立等の学校を認める
- ③非政府アクターの参画を奨励



# なぜベトナムを研究するのか

1. ベトナムからみる国際動向
2. ベトナムの教育を通してみる社会のすがた
3. 障害のある子どもたちの教育からみえる教育のあり方

# ベトナムの風景

写真3. 家族の団らん

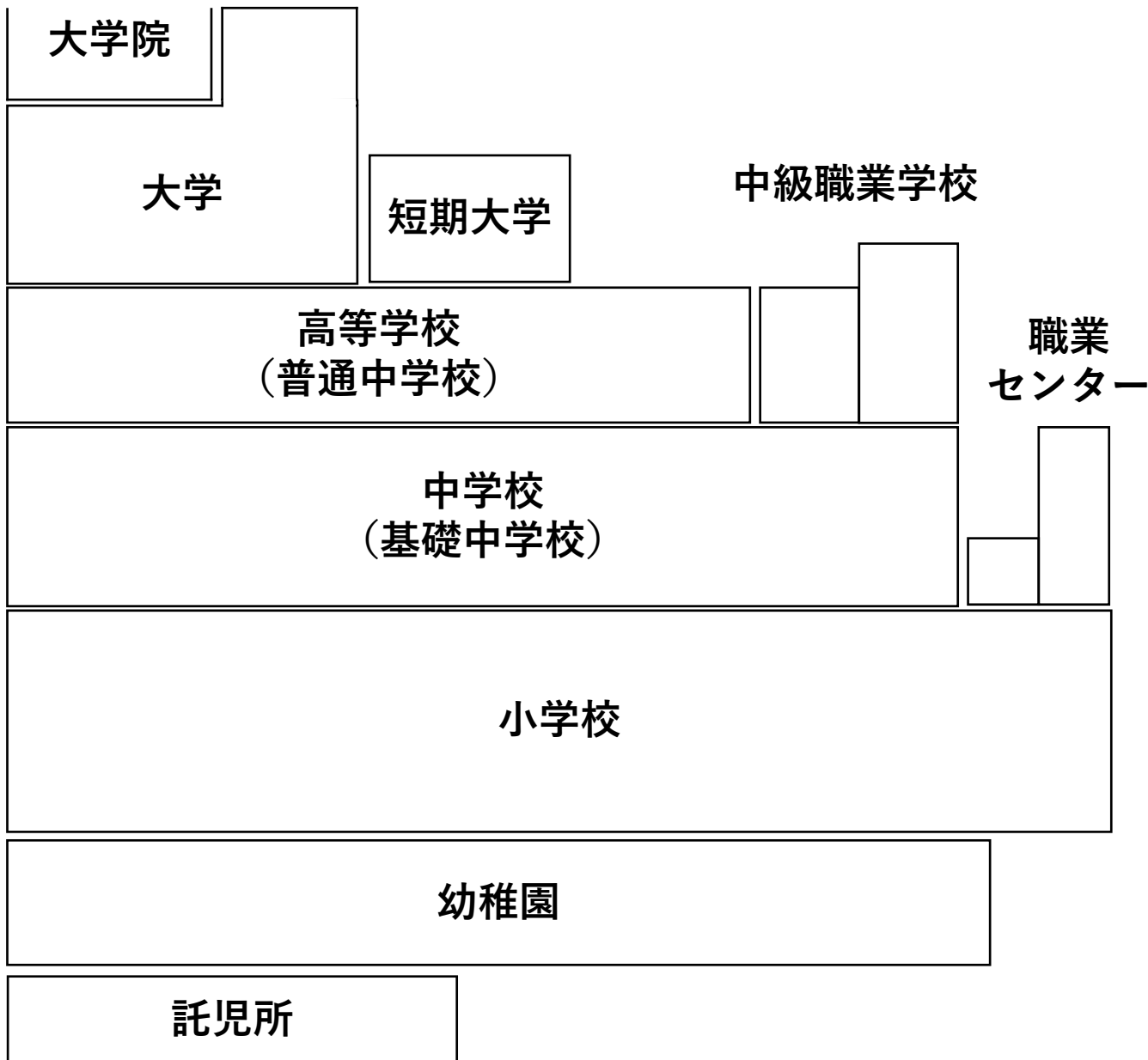
写真4. 職場の親睦

# ベトナムの教育制度



# ベトナムの学校制度

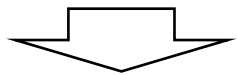
26  
25  
24  
23  
22  
21  
20  
19  
18  
17  
16  
15  
14  
13  
12  
11  
10  
9  
8  
7  
6  
5  
4  
3  
2



# 専別学校について

## 2019年改正教育法

- 少数民族のための学校（第61条）
- 才能児のための学校（第62条）
- 障害のある人のための学校（第63条）
- 法律を犯した人のための学校（第64条）
- その他学校（第65条）



本発表で「専別学校」と言ったときは、教育法第63条に規定された障害のある人のための学校を指す。



# 小学校の就学状況

表2. 留年者・退学者の推移

年	1978	1985	1999	2002	2010	2018
純就学率 (%)	90.5%	91.4%	99.6%	93.9%	98.0%	98.6%
未就学者 (%)	9.5%	8.6%	0.4%	6.1%	n.a.	n.a.
留年者 (%)	6.4%	n.a.	3.8%	2.4%	1.5%	n.a.*1
1年生留年者 (%)	9.5%	n.a.	7.4%	5.6%	3.9%	n.a.
5年生留年者 (%)	3.8%	n.a.	0.9%	0.2%	0.2%	n.a.
1年生退学者 (%)	23.2%	n.a.	5.8%	6.1%	1.1%	n.a.
4年生退学者 (%)	12.1%	n.a.	5.0%	0.4%*2	3.2%	n.a.*1
累積退学者 (%)	53.6%	n.a.	17.2%	14.8%	6.2%	n.a.*1

\*1 2017年は留年者約0.8%、2014年は退学者1年生約1.9%、4年生約1.5%、累積約4.0%

\*2 2005年4年生退学者約2.3%、2010年約3.2%

# 表 3. 2006年教育課程

教育内容	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年
ベトナム語	10	9	8	8	8
算数	4	5	5	5	5
道徳	1	1	1	1	1
自然と社会	1	1	2		
科学				2	2
歴史と地理				2	2
音楽	1	1	1	1	1
美術	1	1	1	1	1
手工	1	1	1		
技術				1	1
体育	1	2	2	2	2
集団教育	2	2	2	2	2
学年の課外教育	4単位時間／月				
選択教科	*	*	*	*	*
<b>授業時数／週</b>	<b>22+</b>	<b>23+</b>	<b>23+</b>	<b>25+</b>	<b>25+</b>

# 表 4 . 2018年教育課程

授業時数／学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年
ベトナム語	420	350	245	245	245
算数	105	175	175	175	175
外国語 1			140	140	140
道徳	35	35	35	35	35
自然と社会	70	70	70		
歴史と地理				70	70
科学				70	70
情報と工業			70	70	70
身体教育	70	70	70	70	70
芸術（音楽，美術）	70	70	70	70	70
体験活動	105	105	105	105	105
（選択）少数民族語	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)
（選択）外国語 1	(70)	(70)			
<b>総授業時数／年間</b>	<b>875</b>	<b>875</b>	<b>980</b>	<b>1050</b>	<b>1050</b>
<b>授業時数／週</b>	<b>25</b>	<b>25</b>	<b>28</b>	<b>30</b>	<b>30</b>

# ベトナムの「国語」

ベトナムの教科名は「ベトナム語」（小学校）

中学校以上の教科名は「語文」

⇒ 昔は「国文」と呼ばれていた

ベトナムで使用されている言葉 = クォック・グー

※ quốc ngữ → 「国語」（漢字に直した場合）

⇒ もともとはフランス人宣教師が  
布教のために発明した言語

※ 昔は、「字喃」（チュノム）と呼ばれるベトナム独自の漢字があった

# ベトナムの学校風景

<ホーチミンの肖像画>  
少年先鋒隊の児童にネッカチーフ  
を渡す場面が描かれている

<学校が掲げるスローガン>  
“ホーチミンの道徳を模範とし  
て学習し、労働しよう”



写真6. 正面玄関に掲げられ  
たホーチミンの標語



写真7. 小学校の授業風景（都市部）

写真 8. 小学校の授業風景（農村部）

## 2. 障害のある子どもの教育



写真9. 障害のある子どものための専別学校（特別学校）

# ベトナムにおける障害のある人

障害のある人(全国)622万5,519人(人口比約7.1%)

2歳から17歳までは67万1,659人(年齢人口の約2.8%)

表5. 居住地・生活水準別障害のある人の世帯数・割合

		居住地		
		都市部	農村部	合計
生活水準	非貧困層	992,435戸 約19.9%	3,024,790戸 約60.7%	4,017,225戸 約80.6%
	貧困層	239,280戸 約4.8%	729,287戸 約14.6%	968,567戸 約19.4%
	合計	1,231,715戸 約24.7%	3,754,077戸 約75.3%	4,985,792戸 100%

# 障害の種別と割合

## < 障害者法第3条 >

肢体不自由 (khuyết tật vận động)

聴覚・発話障害 (khuyết tật nghe, nói)

視覚障害 (khuyết tật nhìn)

神経・精神障害 (khuyết tật thần kinh, tâm thần)

知的障害 (khuyết tật trí tuệ)

その他障害 (khuyết tật khác)

## < ベトナム統計総局調査 (2016年～2017年) >

肢体不自由者・・・572万5,842人 (約92.0%)

認識障害・・・262万2,578人 (約42.1%)

神経・精神障害・・・109万7,629人 (約17.6%)

コミュニケーション障害・・・83万6,247人 (約13.4%)

視覚障害・・・103万3,676人 (約16.6%)

聴覚障害・・・93万3,869人 (約15.0%)

自助 (要生活支援者)・・・121万9,233人 (約19.6%)



# ベトナムにおける障害児教育

1991年初等教育普及法

1998年教育法制定、2005年改正、2009年部分改正、2019年改正

表6. ベトナムと日本の就学児数

初等教育(5年制)	児童	障害のある児童	学校
2016－2017年度	780万1,560名	4万8,562名	1万5,052校
2017－2018年度	804万1,842名	5万2,244名	1万4,937校
2018－2019年度	850万6,562名	5万9,638名	1万3,970校
2019－2020年度	871万8,356名	6万5,296名	1万2,961校

授業は9月から5月の期間（旧正月と夏が長期休暇）

# 専別学校の様子

写真 1 0 . 専別学校での授業風景

表 7. 障害のある子どもが就学する学校

	受入不可の 学校	共に学習す る学校	専別学級	専別学校
非障害児	8.93%	91.04%	0.03%	0.00%
<b>障害のある 子ども</b>	<b>6.90%</b>	<b>91.59%</b>	<b>0.51%</b>	<b>1.00%</b>
男	6.64%	92.16%	0.61%	0.59%
女	7.20%	90.94%	0.40%	1.46%
都市部	14.44%	83.53%	0.70%	1.33%
農村部	4.54%	94.11%	0.46%	0.89%
非貧困層	8.20%	89.90%	0.65%	1.25%
貧困層	1.91%	98.09%	0.00%	0.00%

# ベトナムのインクルーシブ教育 (和入教育)

- ベトナムのインクルーシブ教育 = **和入 (hòa nhập)** 教育

2010年 障害者法第2条

4. 和入教育とは、教育機関において障害のある者を障害のない者と一緒にする教育の方式である。

2019年 教育法第15条

1. 和入教育は、学習者の多様なニーズ・可能性に応えることを目指す教育である。また、平等な学習権、質の高い教育を保障し、学習者のニーズ、特徴、可能性と合致するものである。さらに、学習者の多様性、個性を尊重し、差別的な対応をするものではない。
2. 国家は、子ども法で規定される特別な事情を有する子どもと障害者法および関連法で規定される障害のある学習者に対して、和入教育を実現するための政策を講じなければならない。

# 都市部における和入教育の一場面

写真 1 1. ホーチミン市内小学校の和入教育の授業

# 農村部における和入教育の一場面

写真12. ホアビン省内小学校の和入教育の授業

# サダン聾学校の方針

2010年から自閉スペクトラム症の子どもも受け入れて、障害種別にかかわらず和入教育を展開する

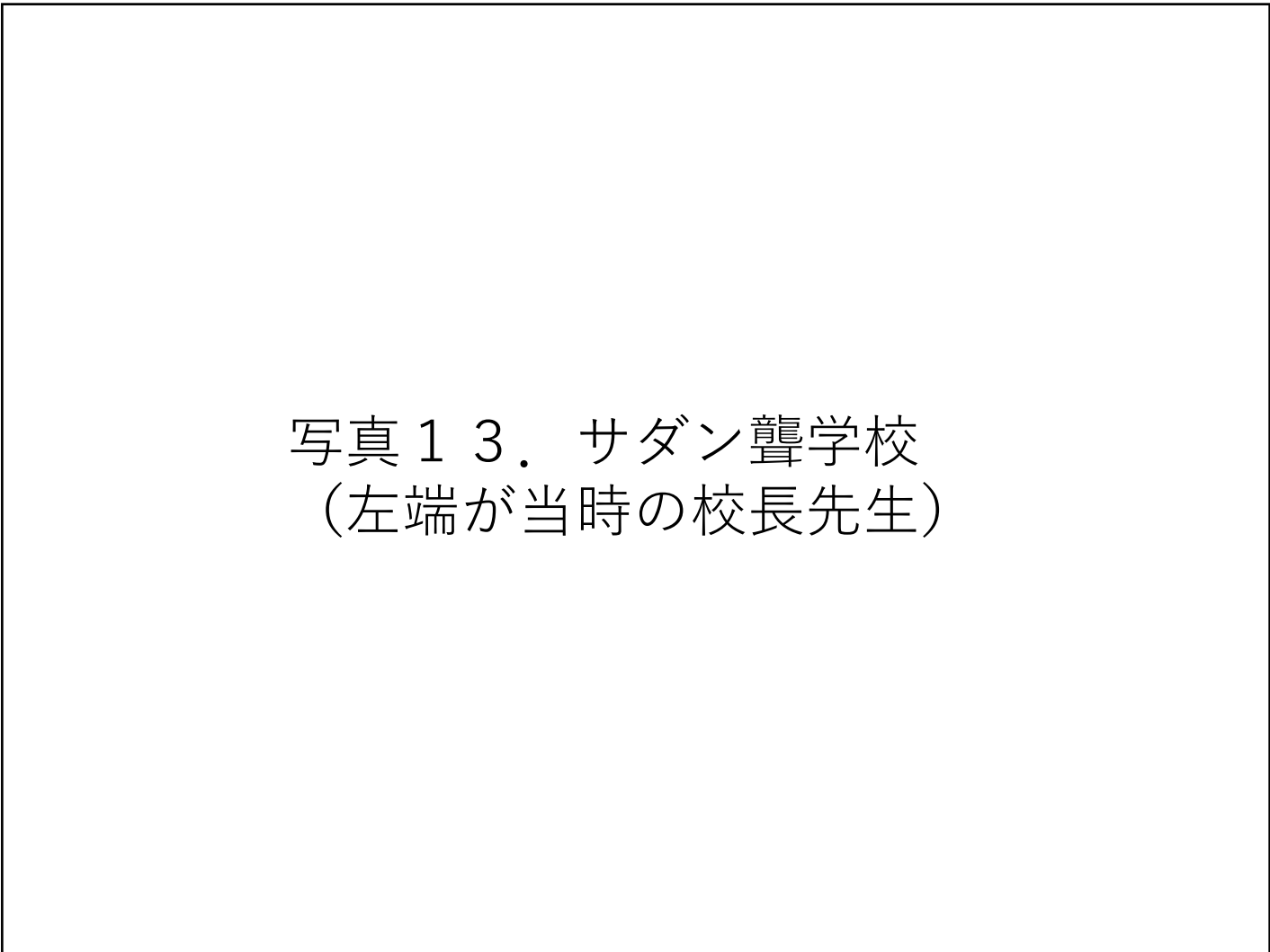


写真13. サダン聾学校  
(左端が当時の校長先生)



# 校長の理念

仮に子どもをこの学校へ入れることを選んだとしても、この学校の人が偏見をもつことはないでしょう。もしそうでなければ、だれも子どもをこの学校へ入れません。だからこそ、親や子どもの不安を軽減させなければならないのです。例えば、1人、2人の障害のある子どもが和入教育の学級や学校（通常の学校）に入れられれば、その子どもはすぐに孤立してしまうでしょう。しかし、ここは、第1に障害のある子どもの数が多く、第2に、子どもはサダン聾学校が障害のある子どもの和入教育をする学校であることを知っています。ですので、ここにいればずっと一緒に問題は起こりません。

# ハノイ市NDC盲学校の取り組み

写真14. ハノイ市内NDC盲学校の和入教育の授業

# 盲学校における和入教育

授業動画

# 盲学校副校長の考え方

(問題は) おそらくどうやってよりよく和入させるかです。なぜならこの(NDC盲学校の) ように和入しても、和入の可能性についてはすべての管理者が憂慮しているところなのです。実際は、一緒に学び、一緒に遊んでいます。視覚障害の児童は普通の児童の環境と同一の環境に和入するだけの能力をまだもち合わせていません。児童が本当に和入するように他の活動を組織すると、視覚障害のある児童は目の見える児童のことを「目の明るいやつら」(bon sáng)、つまり晴眼者の児童と呼ぶのです。ただしこれは差別ではありません。この学校に通うすべての児童は最初からそのこと(視覚障害)と接するため、(視覚障害を)変なこととは感じていません。

出典：2013年9月12日、NDC盲学校における副校長へのインタビュー調査

# 公教育における和入教育の展開

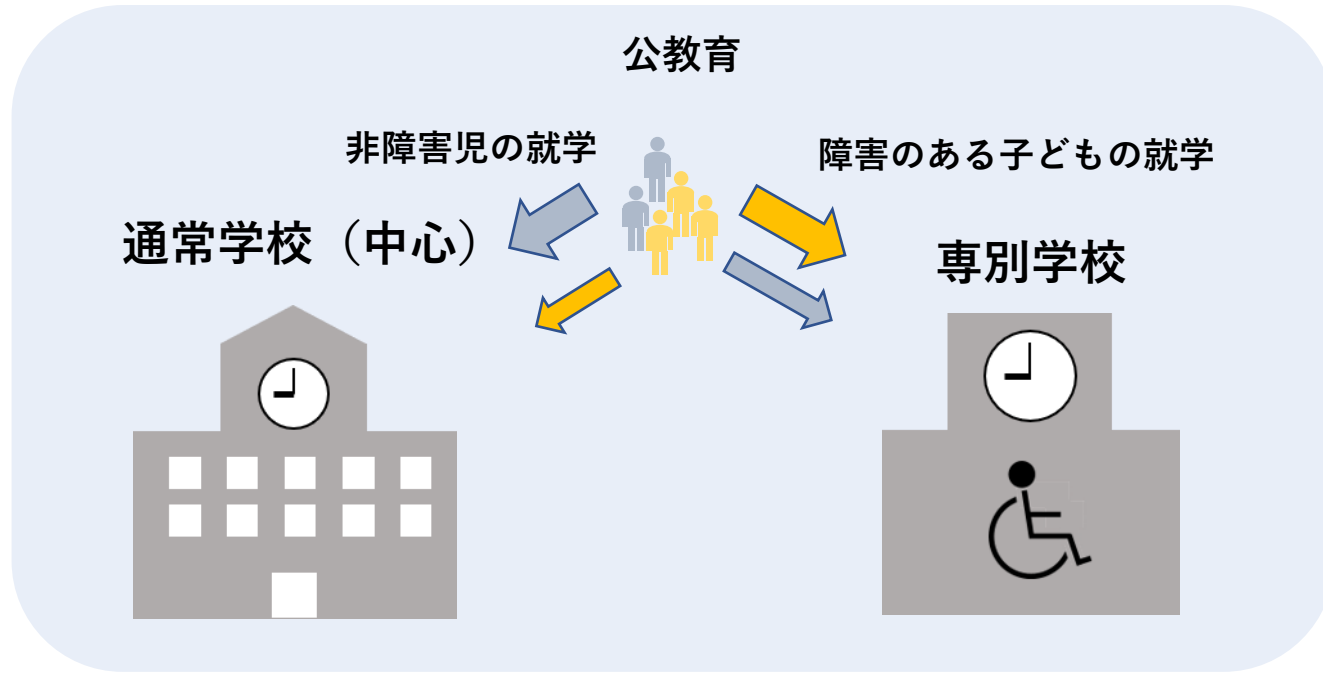


図1. 公教育における就学状況

公教育のあり方・・・国家性、共通性、公開性

### 3. 民営センターの展開

近年、ベトナムでは教育訓練省の規定によらず障害のある子どもを受け入れ医療、教育サービスを提供する施設の利用が、ハノイなどにおいて広がりを見せる。

表 8. センターの類型

類型	政府型	研究組織型	民営センター	
			大衆組織型	会社型
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学・政府機関</li> <li>・ 予算が独立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大衆組織に登録</li> <li>・ 利用料金と寄付</li> <li>・ 運営者個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資計画省へ登録</li> <li>・ 有限会社（営利）</li> </ul>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トゥイアンリハビリテーションセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊教育研究センター</li> <li>・ 海星センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明星センター</li> <li>・ 希望センター</li> <li>・ 紅蓮センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安福成センター</li> </ul>

# <政府型> トゥイアンリハビリテーションセンター

労働・傷病兵・社会省が管轄する施設

198人の障害のある学習者

→基本6歳から18歳が対象だが、18歳以上も利用



写真15. トゥイアンリハビリテーションセンター入口



写真 1 6 . 授業の様子 1

写真 1 7 . 授業の様子 2

<研究組織型>  
ベトナム教育科学  
院附属の特殊教育  
研究センター

写真18.  
センター長と入口にて

写真19. 利用者の様子

<研究組織型>  
ハノイ師範大学付  
属の海星センター

写真20.  
センター長と入口にて

写真21. 利用者の様子

# < 大衆組織型 > 明星（sao mai）センター



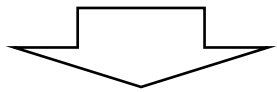
写真 2 2 . センター外観

# 大衆組織について

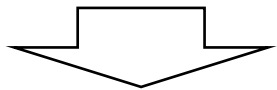
社会主義体制の国に見られる組織形態の1つ

→ベトナムでは「革命闘争を担う勢力、特に労働者・農民階級に属する人々を、職業、世代、性別等に基づいて糾合し、闘争に動員するための組織」とされる。

出典：白石昌也（1993）『ベトナム－革命と建国のはざま－』東京大学出版会



ベトナム祖国戦線



ハノイ市には46の下部組織

例) ハノイ市視覚障害者会、ハノイ市障害者及び孤児援助会、ハノイ市障害児救助会、ハノイ市奨学会、ハノイ市教職救済会、ハノイ市枯葉剤ダイオキシン会、ハノイ市障害者会 等



<大衆組織型>  
明星（sao mai）センター

写真23. モニターなどが充実



写真24. カフェテリア

写真 2 5 . 所長室にて



写真 2 6 . 遊具施設



# < 大衆組織型 > 希望センター

写真 27. 所長室にて

写真 2 8. 活動の様子 1

写真 2 9. 活動の様子 2

< 大衆組織型 >  
紅蓮センター



写真30. センター外観

写真31. センター長と入口にて

<大衆組織型>  
紅蓮センター

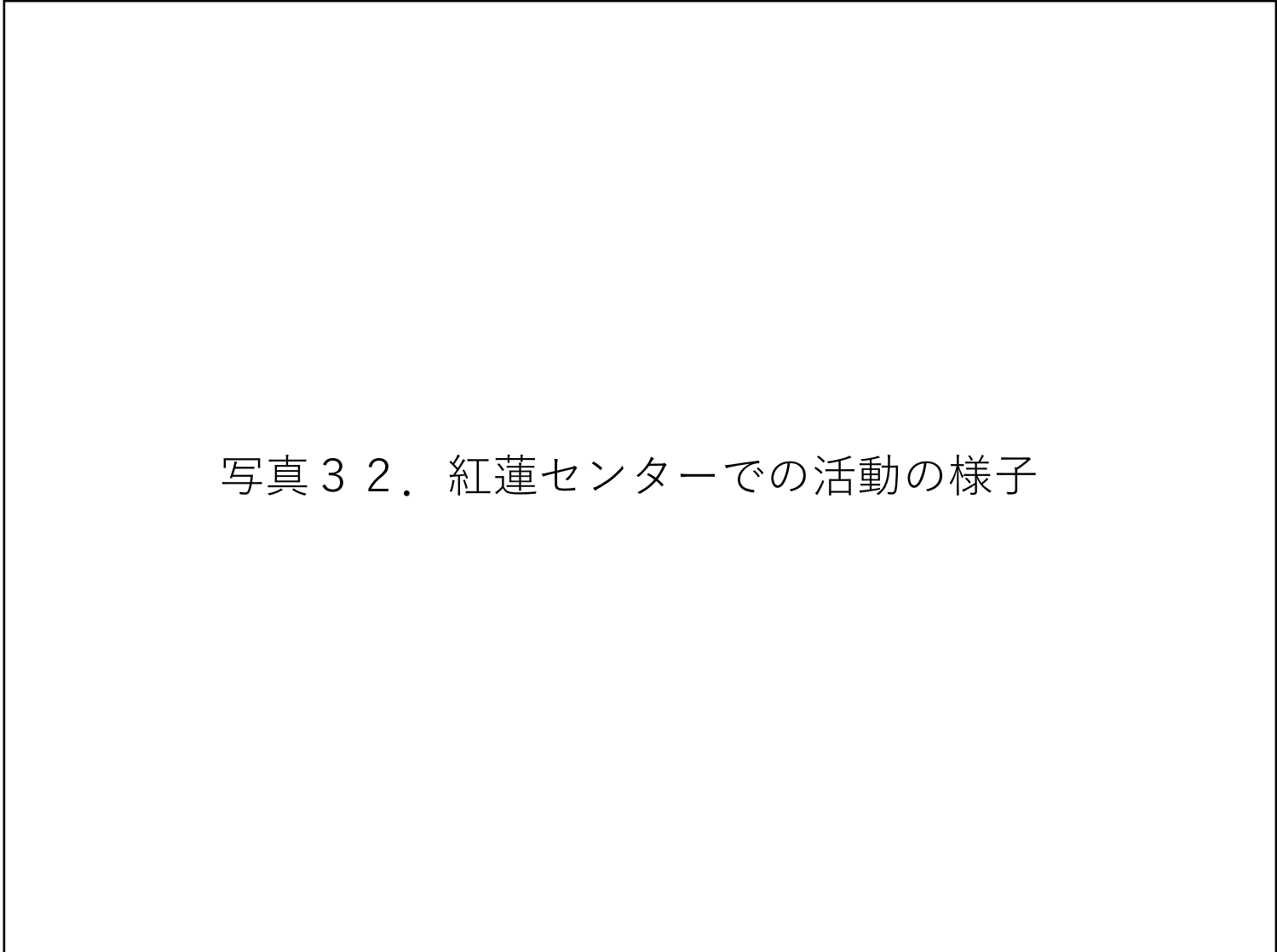


写真32. 紅蓮センターでの活動の様子

<会社型>  
安福成センター



写真 3 3. センター外観

写真 3 4. 看板

「有限会社専別学校安福成」  
と書いてある

# 安福成センター

- 2010年に設立は計画投資局に勤める子どもの親等  
が手続きの支援
- 5か所、子ども100人以上、教職員30名程度

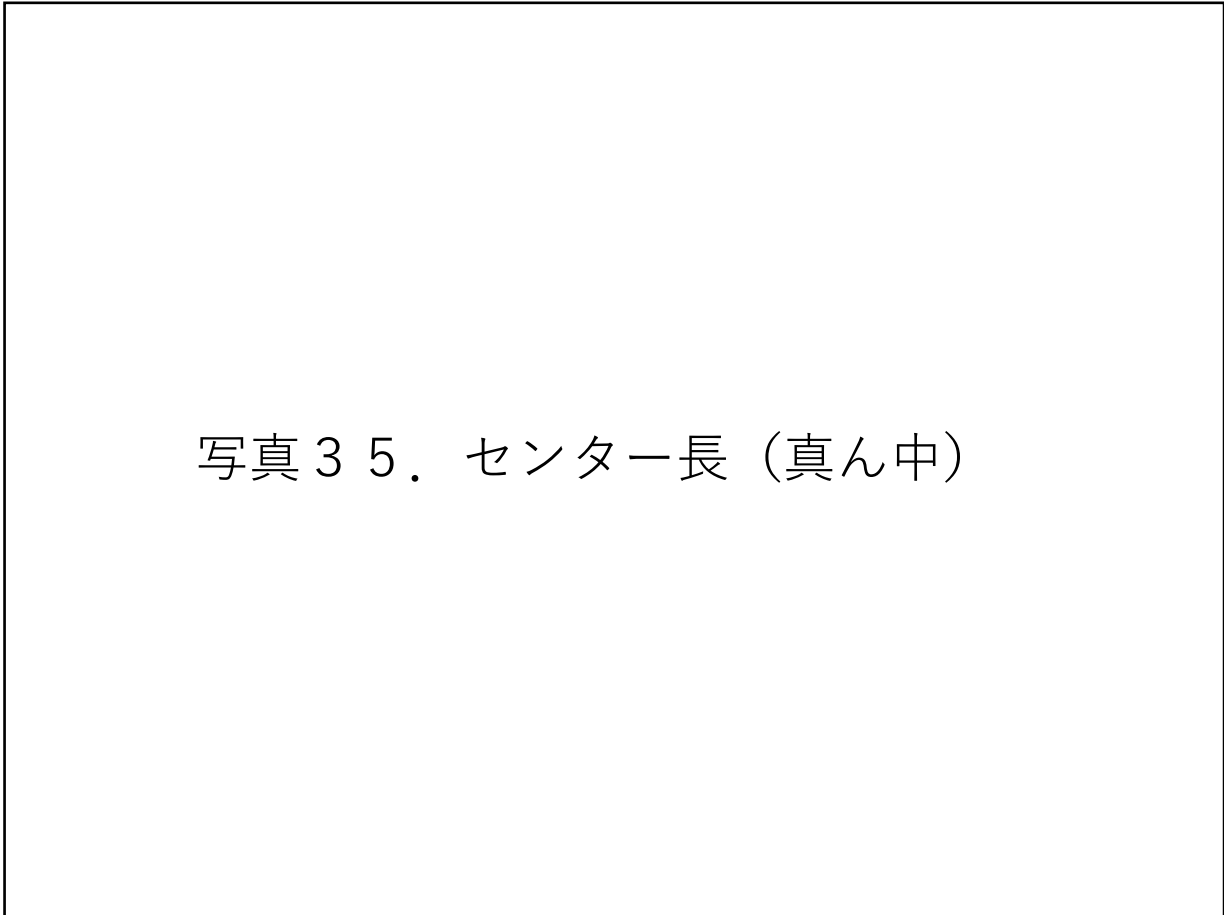
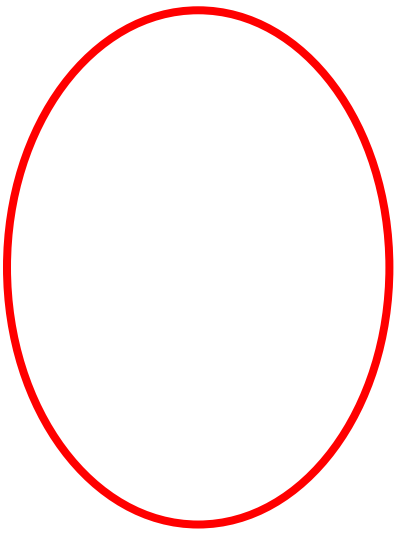


写真35. センター長（真ん中）

写真 3 6 . 個別指導

写真 3 7 . 集団学習





授業風景

# 市場を公共善とみなす考え方

市場は、取引だけでなく、人びとが日々取引を通じて人間関係を深めると同時に、新しい人間関係を形成する場

→生活に必要不可欠な物質的基盤を提供

出典：須賀晃一（2010）「市場が生み出す公共性－フェアな競争の場としての市場－」齋藤純一編『公共性の政治理論』ナカニシヤ出版、pp.92-95.

<公教育のあり方>

国家性、共通性、公開性

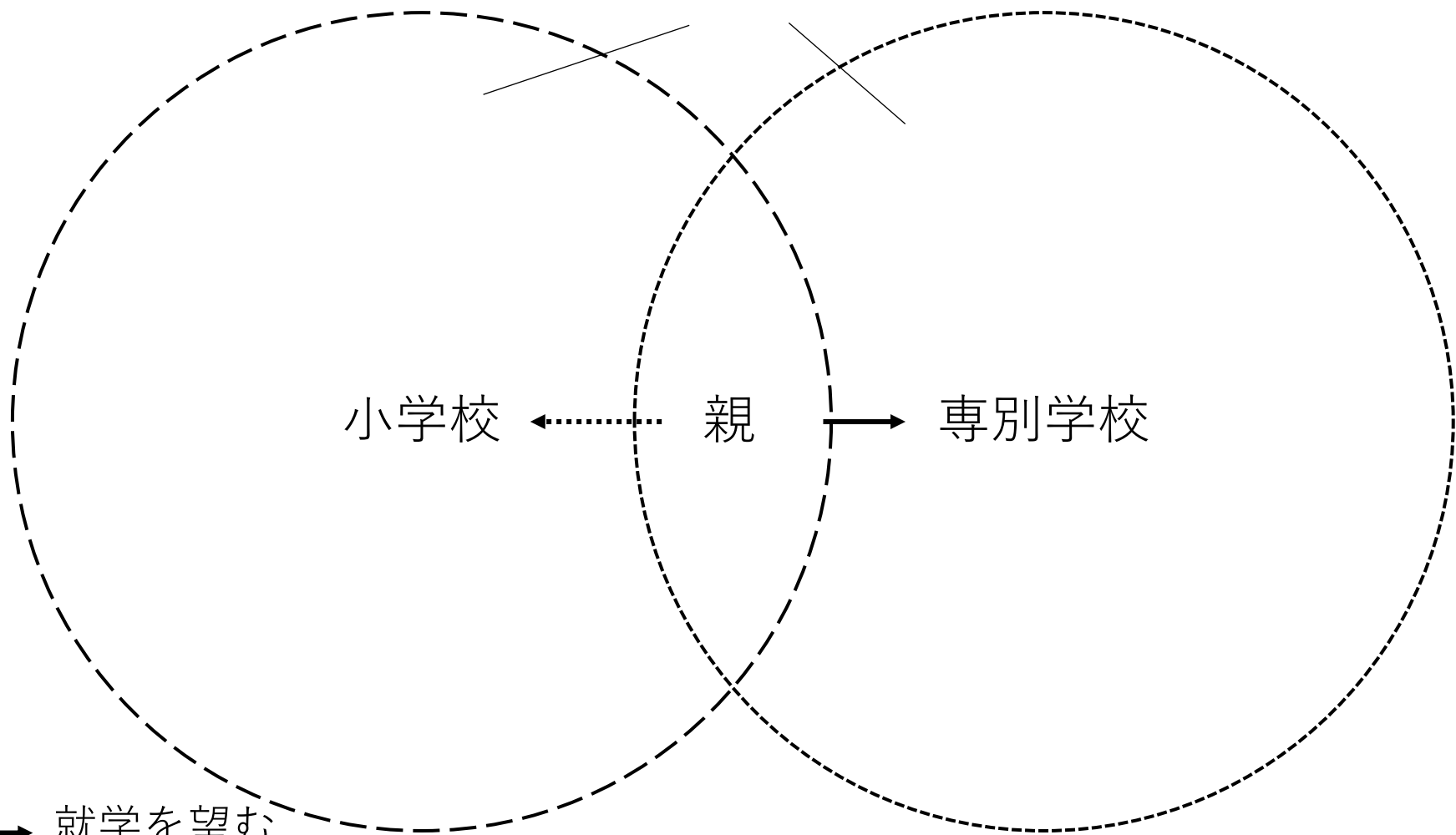
出典：市川昭午（2006）『教育の私事化と公教育の解体－義務教育と私学教育－』教育開発研究所；市川昭午（2012）「公教育」日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、pp.157-158

# 和入教育の展開で生起する親の新たな選択

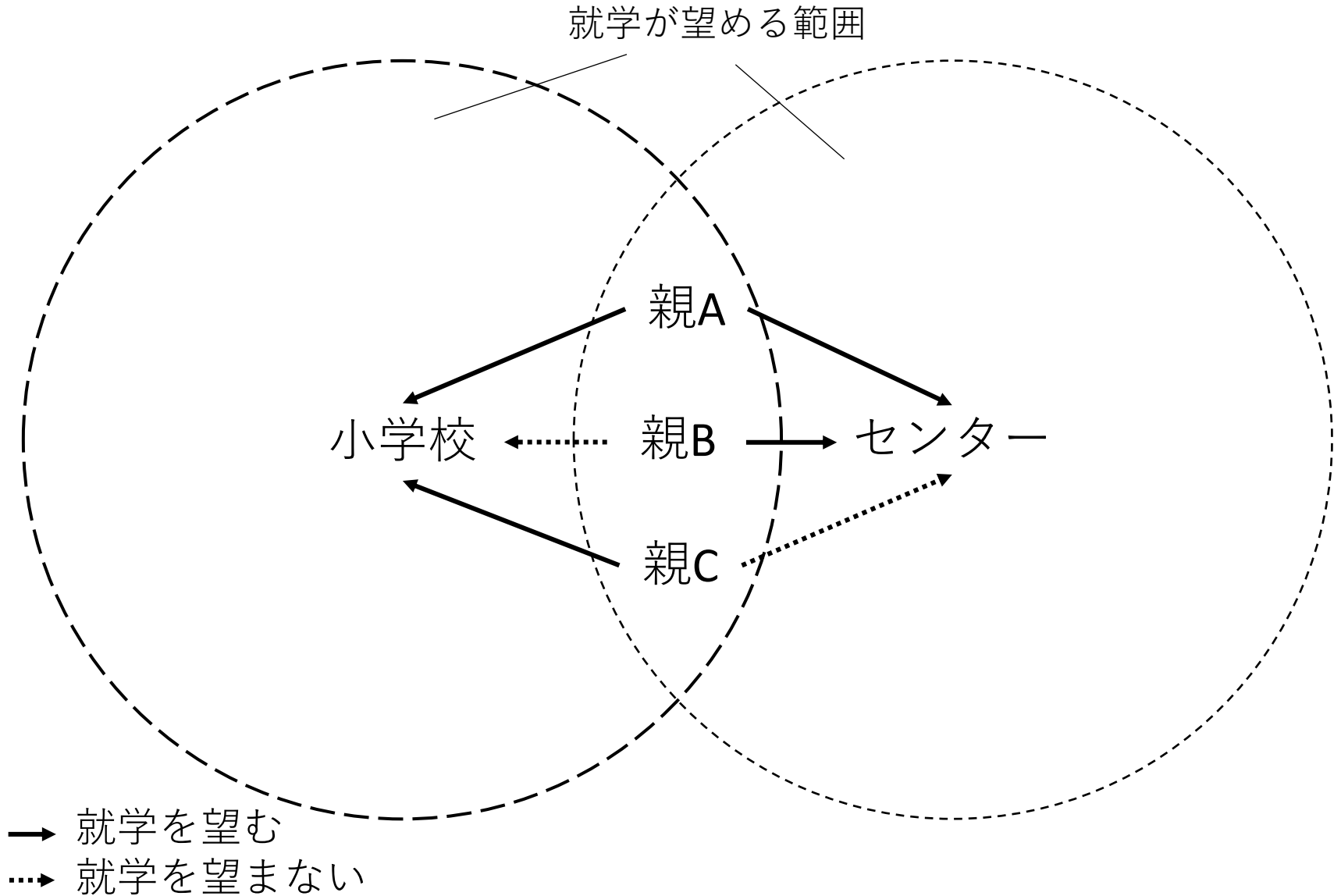
就学が望める範囲

小学校 ← 親 → 専別学校

- 就学を望む
- ⋯→ 就学を望まない



# 民営センターの展開で生起する親の新たな選択



# 和入教育と民営センターの展開による公教育の変化

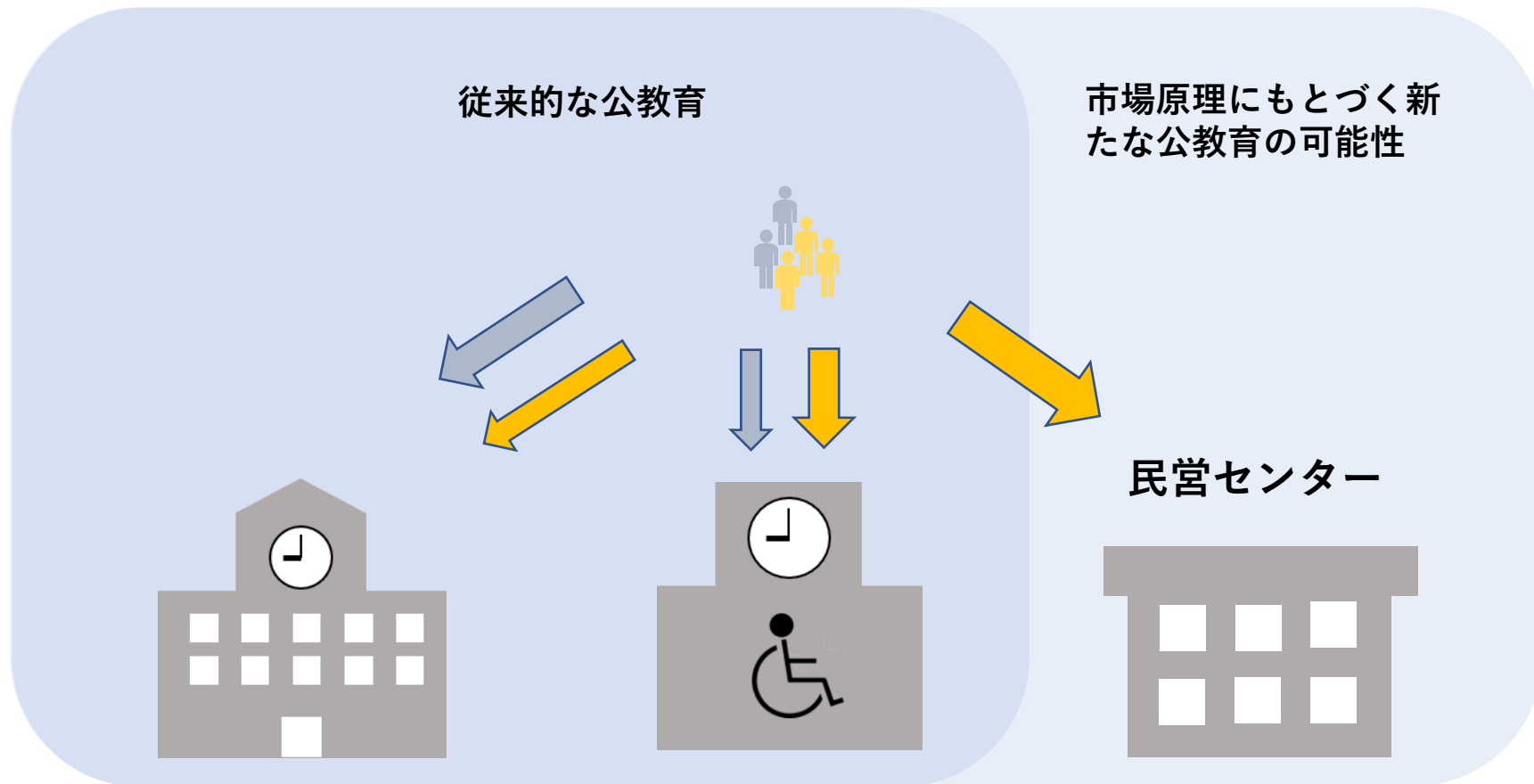


図2. 教育の公共性からみた就学状況の変化

おわりに

ベトナムの状況を「和入」という概念でとらえるならば、包摂を指向する制度は、障害のある子どもをとりまく教育の秩序を、公共善を担う市場という観点から再構築するのであるといえる。同時に、従来の通常学校への就学を問い直す点で新たな公教育のあり方を示唆する。